

第4回 法廷だより

12月17日、第4回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

今回は原告4名の意見陳述や弁護団による準備書面の提出および書面の要旨の陳述などが行われました。

泊原発付近の活断層の連動問題などを指摘

12月17日午後2時、札幌地裁805号法廷で、第4回口頭弁論期日が開かれました。

今回の期日は、11月12日に提訴された第二次提訴（原告数は、第一次提訴を超える621名です！）の第1回期日も兼ねて行われました。寒さの厳しい日でしたが、前回期日



と同様、傍聴席は満席でした。

原告側から、準備書面(4)と(5)に関連する書証が提出されました。被告側からは、準備書面(2)が提出されました。原告側はこれまで、多岐にわたって被告の北電に釈明を求めてきましたが、被告の準備書面(2)の内容は、それら釈明の一部のみ（原子炉の構造上の問題や事故防止対策）について答えるものです。原告側は、次回期日までにその内容を検討し必要に応じて改めて反論や主張を行う予定です。

原告の準備書面(4)では、国事故調査委員会報告書が、福島原発において耐震対策が非常に不十分であったこと、このことは旧指針策定前に設置許可された全国の原子炉全てに共通の問題と思われる等と指摘していることを紹介し、現在の耐震審査指針など

が原発の安全を保つ指針となっていないことを主張しました。また、保安院で問題となった泊原発付近の活断層の連動の問題を指摘しました。

同じく(5)では、地震の起こる仕組みなどをわかりやすく解説した上で、日本海側のプレート境界や複雑な海底地形について説明し、次回以降、具体的に主張することになる泊原発近くの海底活断層の主張の前提を整理しました。

それぞれの立場で訴える原告

今回は、4名の原告（一次提訴原告の森山軍治郎さん、二次提訴原告の竹村泰子さん、林恭子さん、熊谷佳子さん）が意見を、弁護団が準備書面(5)の要旨をそれぞれ述べました。森山さんは、1999年2月に札幌地裁で敗訴判決が出された、5万人原告団による泊原発差し止め訴訟の原告代表の一人だった経験をふまえ、裁判官に泊原発の問題を徹底的に勉強した上で審理に臨んでほしいことを訴え、また被告北電の福島事故当時の社長（現会長）が泊原発は福島原発のようなことにはならないと安易に発言していたことなどを述べました。

竹村さんは、平和・環境・人権・教育などを主な主張とし世界126ヶ国で活動する女性団体であるYWCAに所属する立場から、原発の様々な危険性を指摘し、この裁判で泊原発を一日でも早く廃炉にすることの意義を訴えました。熊谷さんは、泊原発の隣町である岩内町で生まれ育った経験を語りました。原発推進の立場の家族との葛藤、豊かな自然と豊かな生活が、泊原発建設によって失われたことなどが生々しく述べられました。林さんは、1歳から中学2年生までの5人の母親として、福島事故以来、原発問題を考え続け、家族全員がこの裁判の原告になった経験を語りました。小さい子供達を原告にすることについて最初は悩んだが、子どもの協力も得て原発のない、安心して暮らせる社会を作りプレゼントしてあげることがこの裁判の目的と思うようになったことが述べられました。

次回期日は、4月15日午後2時からです。引き続き傍聴席を満席にして、安全で豊かな生活と未来をめざしましょう！